

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）が掲げる審査請求の趣旨は、後記第2の2記載のとおりであるが、要するに、日本年金機構〇〇年金事務所徴収職員（以下、単に「徴収職員」という。）が、平成〇年〇月〇日付で、請求人のa銀行（取扱店：b出張所）に対する普通預金（口座番号：〇〇〇〇〇〇〇、残高〇〇〇〇円）債権を差し押さえた処分の取消しを求めるといことである。

第2 審査請求の経過

1 請求人は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であるところ、徴収職員は、請求人は次の健康保険料等合計〇〇万〇〇〇〇円（以下「本件滞納保険料」という。）を滞納したとして、これを徴収するため、平成〇年〇月〇日、請求人に対し、債務者である請求人が第三債務者a銀行（取扱店：b出張所）に対して有する預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）に係る普通預金）債権及び利息払戻請求権を差し押える処分（以下、そのうちの児童手当拠出金に関する部分を除くその余の部分を「原処分」という。）を行った。

月分	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
〇年〇月分	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇〇
〇年〇月分	〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇〇
〇年〇月分	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇〇
滞納金合計	〇〇〇, 〇〇〇円		

2 請求人は、原処分を不服とし、当審査会に対し審査請求をした。請求人の審査請求の趣旨は、①被審査人（日本年金機

構。以下、同じ。）の審査請求人に対して金〇〇〇円及びこれに対する完済に至るまで民法所定の年5%の割合による損害金を支払え、②審査請求人の被審査人に対する差押えに係る債務は存在しないことの確認を求める、③審査費用は、被審査人の負担とする、ということである。

第3 問題点

1 厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）による適用事業所の事業主は、保険料の納付義務を負い、毎月の保険料は翌月末日までに納付しなければならず、これを滞納した場合には、保険者は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日を指定期限として督促状を送付し、なおその指定の期日までに納付されない場合には、国税滞納処分の例によってこれを処分することとされている。なお保険者は、上記督促をした場合、滞納につきやむを得ない事情があると認められるとき等を除き、徴収金の額につき年14.6%の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収することとされている（厚年法第82条、第83条、第86条、第87条及び第89条、国税徴収法第47条）。

また、健康保険の保険料についても、事業主に係る同様の納付義務と滞納の場合の徴収手続が定められている（健康保険法以下「健保法」という。）第161条、第164条、第180条、第181条及び第183条、国税徴収法第47条）。

2 本件の問題点は、原処分が前記1の法律の規定に照らして適法かつ妥当と認められるかどうかである。この点に関する請求人の主張は、別紙記載のとおりである。

第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日付で健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となった者であるところ、上記第2の1に記載した本件滞納保険料を滞納し、保険者は、再三の折衝を重ねるも本件滞納保険料の納付について

完納の展望が得られない状況のもとで原処分を行ったことが認められる。また、本件差押えの原因となった本件滞納保険料に係る督促状の発送等所定の手続は適法に行われていることが認められる。

ところで、請求人は、滞納保険料は、時効により消滅したから、これを援用すると主張する。しかしながら、厚生年法第92条第3項及び健保法第193条第2項並びに国税通則法第73条第1項第4号の規定によると、厚生年金保険及び健康保険の保険料についての督促には時効中断の効力があり、消滅時効は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間を経過した日から更に進行することとされているとされているのであるから、平成〇年〇月分から同年〇月分までの保険料は、督促状の発付により時効が中断したものであり、時効中断中の平成〇年〇月〇日に本件差押え処分がされているから、請求人の上記主張は理由がない。また、請求人は、徴収職員は上記銀行から給付された被差押え債権に係る金員を平成〇年〇月分の健康保険料元本に充当しているが、請求人にとってより利益の大きい延滞金にまず充当すべきであるから、違法であると主張する。しかしながら、上記主張は、差押え債権の換価の違法をいうものであり、原処分自体の違法をいうものではないが、所論にかんがみ検討するに、民法489条及び第491条が定める費用、利息及び元本に順次充当するという充当の順序は、債権者にとって最も有利なものから順次充当するという規定であり、徴収職員がこれによらず、債務者にとって最も有利である最も早く納期限が到来している平成〇〇年〇月分の元本に充当したことは、請求人にとって最も有利な充当方法であり、もとより、妥当である。請求人の上記主張も理由がない。

なお、請求人が掲げる審査請求の趣旨は、上記第2の2のとおりであるが、それらの金銭給付請求、債務不存在確認請求及び審査費用負担申立ては、いずれも

社会保険社会保険審査官及び社会保険審査会法が許容しない審査請求であって、失当であることから、当審査会としては、上記第1に掲げる審査請求の趣旨と理解した上で、上記判断をするものである。

2 そうすると、原処分は適法かつ妥当であって、これを取り消すことはできない。以上の理由によって、主文のとおり裁決する。